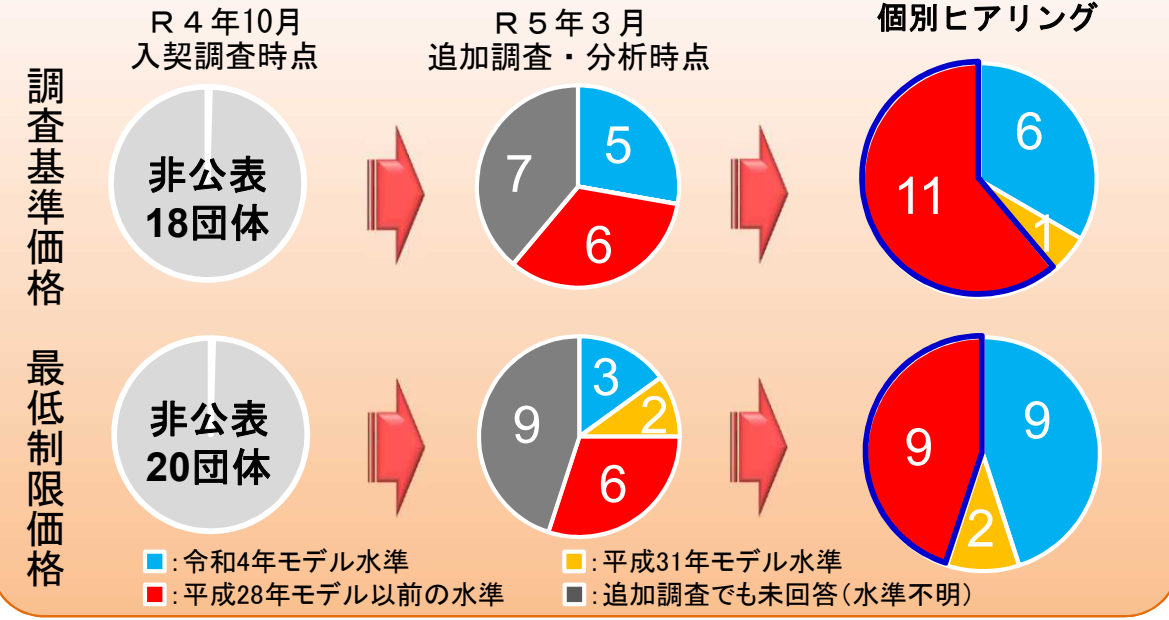


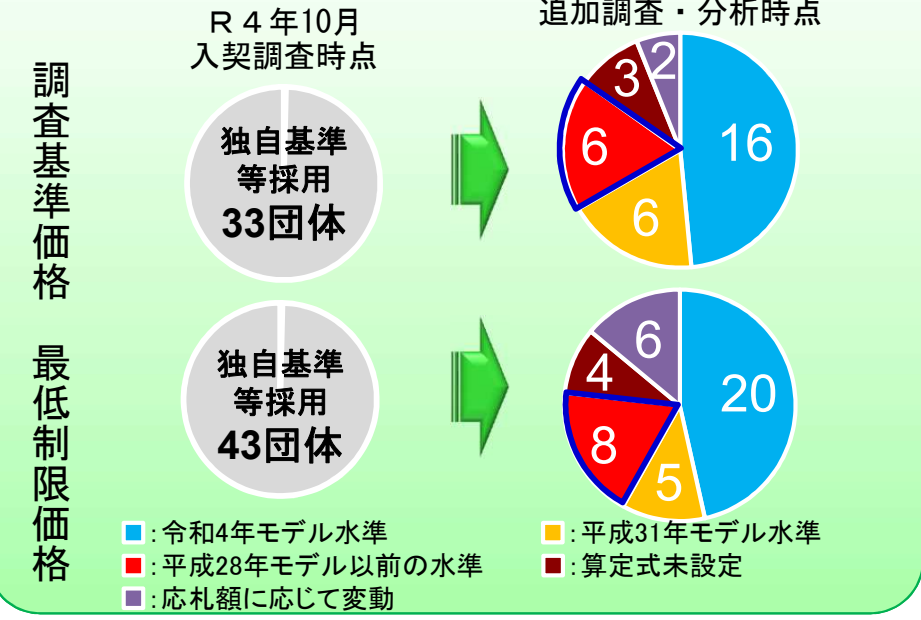
ダンピング対策の取組状況についての個別ヒアリング・働きかけ結果(R5.10公表)

- 令和4年度入契調査の結果、調査基準価格又は最低制限価格の算定式の水準が不明確な(非公表又は独自基準等を採用)、人口10万人以上※1の地方公共団体は73団体
 - 73団体を対象に令和5年3月に追加調査・分析を行った結果、27団体において算定式の水準が不明又は平成28年中央公契連モデル※2以前の水準にとどまることが判明
 - 27団体を対象として、令和5年6月に個別ヒアリングを実施した結果、算定式の水準が不明な団体はなくなり、22団体が平成28年中央公契連モデル以前の水準にとどまることが判明
- ※1: 令和2年国勢調査ベース ※2: 調査基準価格の算定に使う標準的なモデル。最新の改定は令和4年3月

算定式非公表の団体



独自基準等採用の団体



- 平成28年中央公契連モデル以前の水準にとどまる22団体に対して、算定式の改定について個別に働きかけを実施
- その結果、全22団体から今年度中に改定について検討する旨の回答が得られた

